

# 赤井川村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額		人件費		人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
		A	千円	千円	千円		
6年度	人 1,492	千円 2,960,394	千円 429	千円 386,290	% 13.0	% 14.0	

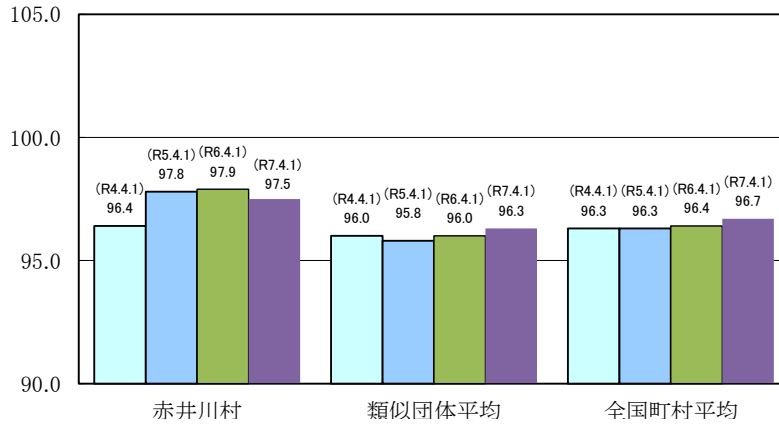
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
6年度	人 39	千円 151,248	千円 29,954	千円 61,095	千円 242,297	千円 6,213	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、(暫定再任用職員(短時間勤務))、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務))及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれ会計年度任用職員の給与は含まれていない。

(その他)  
特になし

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
7年度	円	円	(%)	%	3.62	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 円	公務員の 支給月数 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定月数) %		
7年度	円	円	(%)	%	4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 人事院勧告の内容及び社会経済情勢の動向を踏まえ、職員の処遇の適正化を図る観点から、給料表の見直しを実施した。

②地域手当の見直し

地域手当を支給していないため、該当しない。

③その他の見直し内容

扶養手当及び通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日)実施。

(6) 特記事項

特記事項なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
赤井川村	43.5 歳	322,600 円	367,066 円	361,097 円
北海道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円	371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
赤井川村	57.8 歳	327,900 円	376,033 円	358,150 円
北海道	57.2 歳	328,900 円	359,868 円	350,856 円
国	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	49.3 歳	293,189 円	324,478 円	310,165 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	赤井川村	北海道	国	
一般行政職	大学卒	213,600 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

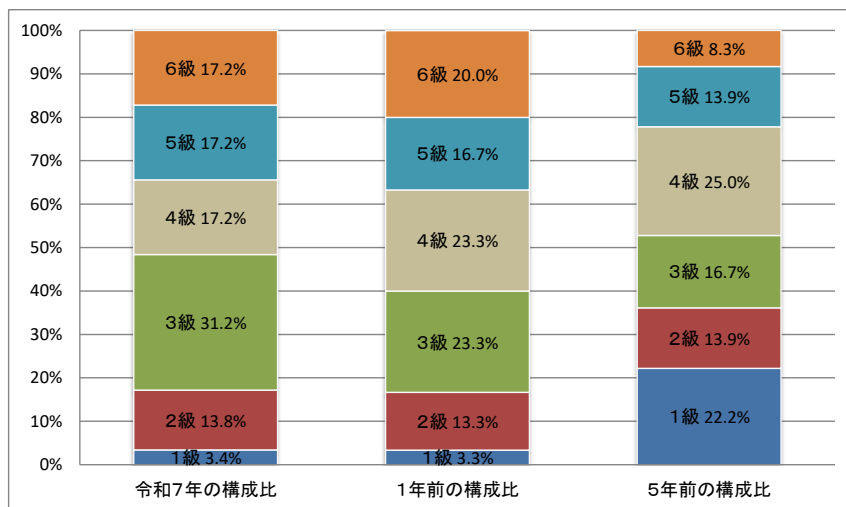
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	283,600 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	375,300 円	396,500 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

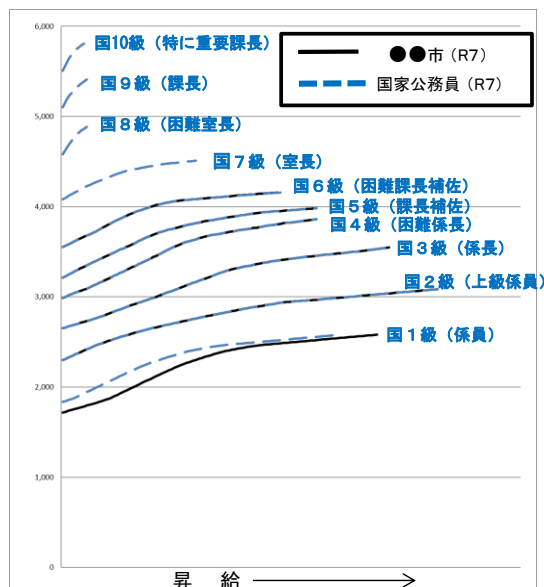
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	1人	3.4%	171,800円	258,100円
2級	主事、技師	4人	13.8%	230,000円	308,500円
3級	係長、主任	9人	31.2%	265,300円	354,700円
4級	係長	5人	17.2%	298,800円	386,100円
5級	課長、主幹	5人	17.2%	321,300円	398,200円
6級	課長	5人	17.2%	355,200円	415,700円

(注) 1 赤井川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用

令和7年4月2日から令和8年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

赤井川村	北海道	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,557 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,789 千円	-
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.40 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.40 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.40 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

赤井川村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,500 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職し

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

(当村において本手当の支給はありません)

支給実績(年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)				17	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)				2,550	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)				16.7	%
手当の種類 (手当数)				6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価	
感染症予防手当	感染症患者の救護又は感染症病原体付着物件の処理等業務に従事した職員		0千円	日額	400円
有害物取扱手当	毒物、劇物を使用して行う業務に従事した職員		0千円	日額	230円
公共土木施設災害応急作業手当	自然災害により発生した箇所で行う応急作業等業務に従事した職員		0千円	日額	530円
特殊現場作業手当	行旅病人の救護又は行旅死亡人の収容作業業務に従事した職員		0千円	日額	700円
	狂犬病の捕獲若しくは殺処分作業及び畜犬登録事務業務に従事した職員		0千円	日額	400円
	職員が蜂、熊等の有害鳥獣の調査又は捕獲、駆除等著しく危険な業務に従事したとき		4千円	日額	400円
出納手当	庁外での徴収事務及び集金事務業務に従事した職員		14千円	日額	250円
火葬場業務手当	火葬場施設の維持管理等業務に従事した職員		0千円	日額	700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (6年度決算)	9,216	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	307	千円
支給実績 (5年度決算)	9,735	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	314	千円

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	4,128千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和6年度決算)	99,000円	
支給額(月額)		
世帯主等の区分	扶養親族のある職員	29,400円
	その他の世帯主である職員	16,200円
	その他の職員	11,500円

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③子 1人11,500円 ④15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算	同じ	
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異なる	基準家賃額 <村>12,000円 <国>16,000円
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給 (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) ②自動車等利用者 通勤距離に応じて2,000円~38,700円の範囲で支給	同じ	
管理職手当	管理職職員に対し、給料月額に職務に応じた支給割合を乗じた額を支給 ・会計管理者 15% ・課長、次長 12% ・主幹、議会事務局長 10% ・所長 8%	異なる	支給額 <村> 給料月額の8~15% <国> 職位に応じた定額支給
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円(6時間を超える場合は18,000円) 災害対応 (平日 午前0時~午前5時 勤務1回につき 6,000円)	異なる	支給額 <村> 6,000円~18,000円 <国> 6,000円~27,000円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 勤務時間数×1時間当たりの給料額×135/100	同じ	
日直手当	正規の勤務時間外又は休日等に、本来の勤務に従事しないで庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする日直勤務をした場合に支給 勤務1回につき 6,300円 (5時間未満の場合は3,150円)	異なる	支給額 <村> 6,300円 <国> 4,200円

手当名	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	4,551 千円	216,714 円
住居手当	1,602 千円	228,857 円
通勤手当	234 千円	46,800 円
管理職手当	6,877 千円	573,083 円
管理職員特別勤務手当	168 千円	24,000 円
休日勤務手当	83 千円	41,500 円
日直手当	762 千円	30,480 円
寒冷地手当	4,128 千円	98,285 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	村 長	700,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800 円 / 528,000 円	
	副 村 長	600,000 円 ( ) 円	677,700 円 / 481,000 円	
報酬	議 長	290,000 円 ( ) 円	400,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	219,000 円 ( ) 円	314,000 円 / 130,000 円	
	議 員	188,000 円 ( ) 円	290,000 円 / 109,000 円	
期末手当	村 副 村 長	(6年度支給割合) 4.60 月分		
	議 副 議 長 員	(6年度支給割合) 4.60 月分		
退職手当	村 副 村 長	(算定方式) 700,000円×在職年数×5.126 600,000円×在職年数×3.234	(1期の手当額) 14,352,800 円 7,761,600 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考	-		
寒冷地手当	村 副 村 長	毎年11月から翌年3月までの各月に特別職の世帯等の区分に応じて支給 支給月額 11,500円～29,400円		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

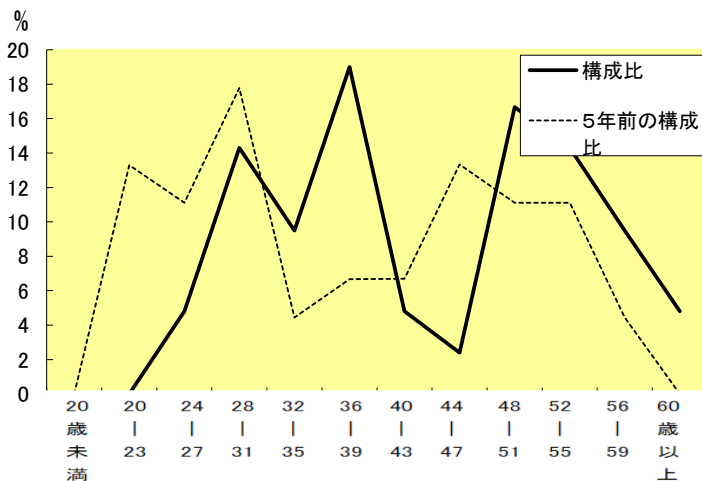
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務	13	14	1	
		税 務	3	3	0	
		民 生	6	6	0	
		衛 生	3	3	0	
農 林 水 産		5	5	0		
商 工 土 木		1	1	0		
計	36	36	0	<参考> 人口1万当たり職員数 250.00人 (類似団体の人口1万当たり職員数 207.64人)		
	教育部門	3	3	0	教育長除く	
	消防部門					
	小 計	39	39	0	<参考> 人口1万当たり職員数 270.83人 (類似団体の人口1万当たり職員数 244.85人)	
公 営 会 計 業 務 部 等 門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	1	1	0		
	小 計	3	3	0		
合 計		42	42	0	<参考> 人口1万当たり職員数 291.67人	
		[ 45 ]	[ 45 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長除く。)  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	2人	6人	4人	8人	2人	1人	7人	6人	4人	2人	42人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	37	38	37	37	36	36	0 (00.0%)
教育	3	3	3	3	3	3	0 (00.0%)
消防							
普通会計計	40	41	40	40	39	39	0 (00.0%)
公営企業等会計計	5	4	3	3	3	3	△2 (40.0%)
総合計	45	45	43	43	42	42	△3 (△6.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。